

# 愛知医療学院短期大学 学則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この短期大学は、愛知医療学院短期大学（以下『本学』という）と称する。

### (位置)

本学の所在地は、愛知県清須市一場神明前519番地とする。

### (設置目的)

第2条 本学は、教育基本法、学校教育法並びに理学療法士及び作業療法士法に則り、建学の精神（佛心尽障）と教育理念に基づき、広い教養を培い、保健・医療・福祉に関する研究と教育を通して、子供から高齢者に及ぶ広範な人々の心身にわたる諸課題の克服に資するために、人間性に富み、専門知識と技能を有する人材の育成を目的とする。

2. リハビリテーション学科は、理学療法・作業療法それぞれの専門知識と技能の修得とともに、豊かな人間性を持った専門家を育てることを目的とする。保健・医療・福祉の諸問題に取り組むことができる専門家を育成することで、社会に貢献することを目指す。
3. 理学療法学専攻は、理学療法に関する知識・技術の習得と、それに係わる研究活動や理学療法士としての人間的資質を研鑽することにより、リハビリテーションチームの一員として広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。  
作業療法学専攻は、作業療法に関する知識・技術の習得と、それに係わる研究活動や作業療法士としての人間的資質を研鑽することにより、リハビリテーションチームの一員として広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
4. 専攻科はリハビリテーション科学における理学療法学・作業療法学の専門教育の上により深く高度な専門的学術を教授し、保健・医療・福祉の現場で主体的に対応できる専門的職業人を養成することを目的とする。

### (自己点検・評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340条）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制については、別に定める。

### (情報開示)

第5条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容の改善)

第6条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科、専攻及び定員)

第7条 本学の学科・専攻及び定員は次のとおりとする。

リハビリテーション学科

- ・理学療法学専攻（入学定員40名・収容定員120名）
- ・作業療法学専攻（入学定員40名・収容定員120名）
- ・専攻科リハビリテーション科学専攻（入学定員20名・収容定員20名）

(修業年限及び在学期限)

第8条 本学のリハビリテーション学科の修業年限は、3年とし、在学期間は、6年を超えることができない。専攻科の修業年限は、1年とし、在学期間は原則として2年を超えることができない。

(その他)

第9条 理学療法学専攻、作業療法学専攻に係ることについては第3章～8章に定める。専攻科に係ることについては第9章に定める。

## 第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 本学の休業日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 10月15日
- (4) 夏季休暇 8月1日から9月30日の間で、5週間の休暇を年度毎に設ける。
- (5) 冬季休暇 12月23日から1月7日の間で、2週間の休暇を年度毎に設ける。
- (6) 春季休暇 3月20日から3月31日

2 学長は、前項の規定にかかわらず、教育運営上必要がある場合は、その都度休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

## 第4章 入学・休学及び退学等

### (入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

### (入学資格)

第14条 本学に入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者またはこれと同等以上の学力があると認められる者。

### (入学志願手続)

第15条 本学に入学を希望する者は、所定の期日までに入学検定料及び必要書類を学長に提出しなければならない。

### (入学者の選考)

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

### (入学手続及び入学許可)

第17条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の入学金を納付するとともに、誓約書その他所定の書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続をしない者は、入学の意志がないものとみなす。

### (休学)

第18条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き1か月を越えて復学できない者は、休学願を提出して学長の許可を受けなければならない。ただし、その事由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学期間は2年以内とする。

3 休学の期間は、第8条に規定する在学期間に算入しない。

### (復学)

第19条 復学しようとする休学者は、復学願を提出して学長の許可を受けなければならない。ただし、休学した事由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

### (転専攻)

第20条 学生が在籍する専攻以外の専攻へ転専攻を希望するときは、審査の上、学長の許可を受けなければならない。

2 転専攻について必要な事項は、別に定める。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その事由を記した退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 授業料等所定の納付金の納付を怠り、催促しても納付しない者。
- (2) 第8条に定める在学年限を超えた者。
- (3) 第18条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者。
- (4) 1年以上にわたり行方がわからない者。
- (5) 死亡した者

(転入学)

第23条 厚生労働大臣または文部科学大臣の指定を受けた他の養成所または大学の学生が本学に転入学・編入学を願い出たときは、欠員がある場合に限り、選考のうえこれを許可することがある。ただし、転入学・編入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 転入学については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 学生が他の養成所または大学に転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならぬ。

(再入学)

第24条 第21条及び第45条の規定により退学した者または、第22条及び第46条の規定により除籍された者が1年以内に再入学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある。この場合においては第19条の規定を準用する。

- 2 再入学の場合にはあらためて入学金を納付しなければならない。

## 第5章 教育課程及び授業方法等

(教育課程の編成方針)

第25条 本学において、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成にあたっては、該当学科に係る専門の学芸を教授し、職業または実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。
- 3 教育プログラムの創意工夫を行うとともに、教育課程の評価・改善に努めるものとする。

(授業科目)

第26条 授業科目は、分野を教養基礎科目、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

- 2 本学において開設する授業科目並びに単位数、必修または選択の別は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習及び実習によって行う。

(単位計算基準)

第28条 各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

## 第6章 履修要件等

(履修の方法)

第29条 授業科目の履修の方法は、別に定める。

(選択科目の届出)

第30条 学生は、学年の始めに履修しようとする授業科目を学長に届け出なければならない。

(単位の認定)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 授業科目の成績評価は、S. A. B. C及びDをもって表示し、S. A. B及びCを合格とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 学長は、本学に入学する前に他の大学等において修得した単位のうち、本学における課程実施において、教育上有益と認めるときは、教授会において審議の上、その単位を本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、46単位を超えないものとする。

## 第7章 卒業等

(卒業認定の基準)

第33条 学長は、学生が第8条に規定する修業年限を終え、所定の単位を修得したときは、教授会の議を経て、卒業を認定するものとする。

(学位の授与)

第34条 前条により卒業した者には、短期大学士（理学療法学または作業療法学）の学位を授与する。

## 第8章 入学検定料、学費及びその他の費用

(入学検定料・入学金・授業料等)

第35条 本学の学費等は次のとおりとする。

入学検定料	3万円
入学金	25万円
授業料	年額80万円
実習費	年額30万円
施設設備費	年額35万円

2 臨床実習において、学生の都合により実習期間を延長した場合は、当該学生が延長部分の実習費用を負担しなければならない。

(納付金の納入期日等)

第36条 学生納付金は、前期分を当該年3月31日までに、後期分を9月30日までに納付しなければならない。

(納付金の返還)

第37条 前条の定めによる納入学費について既に納入した入学検定料・入学金・授業料・実習費及び施設設備費は特別の事由がある場合を除くほかこれを返還しない。

## 第9章 専攻科

(学期および休業日)

第38条 学年は、原則として4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第39条 休業日は、次の各号に掲げる日とする。

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 10月15日
- (4) 夏季休暇 8月13日から8月15日
- (5) 冬季休暇 12月29日から1月3日

2 学長は、前項の規定にかかわらず、教育運営上必要がある場合は、その都度休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

(入学資格)

第40条 専攻科に入学する資格のある者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 理学療法士・作業療法士養成施設として認定を受けた短期大学を卒業した者
- (2) 前号に該当する者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) リハビリテーション科学を深めることを目的として、本学が認めた者

#### (入学手続)

第41条 本学に入学を希望する者は、所定の期日までに入学検定料及び必要書類を学長に提出しなければならない。

入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の入学金を納付するとともに、誓約書その他所定の書類を学長に提出しなければならない。

#### (入学の時期)

第42条 入学の時期は学年の始めとする。

#### (休学)

第43条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き1か月を越えて復学できない者は、休学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は2年以内とし、休学の期間は、第8条に規定する在学期間に算入しない。

#### (復学)

第44条 復学しようとする休学者は、復学願を提出して学長の許可を受けなければならない。ただし、休学した事由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

#### (退学)

第45条 退学しようとする者は、その事由を記した退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

#### (除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 授業料等所定の納付金の納付を怠り、催促しても納付しない者。
- (2) 第8条に定める在学年限を超えた者。
- (3) 第43条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者。
- (4) 1年以上にわたり行方がわからない者。
- (5) 死亡した者

#### (授業科目)

第47条 授業科目は必修科目、選択科目に区分する。

- 2 開設する授業科目、授業方法及び単位数等は、別表2のとおりとする。
- 3 授業科目の履修方法については、別に定める。
- 4 学生は、学年の始めに1箇年に修得しようとする授業科目を申請し、許可を受けなければならない。

#### (単位計算基準)

第48条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

2 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(修了)

第49条 専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、次に掲げる単位を含め31単位以上を修得した者について、学長は、教授会の議を経て修了を認定する。

(1) 講義科目 31単位以上

学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(2) 第40条第1項(3)に該当するものは希望単位を修得したことを証明する。

(入学検定料・入学会費・授業料等)

第50条 専攻科の学費等は次のとおりとする。

入学検定料	3万円
入学会費	25万円
授業料	1単位 2万5千円
施設設備費	1年間 10万円

(その他)

第51条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する規定は別に定める。

## 第10章 職員組織及び教授会

(教職員組織)

第52条 本学に学長、学科長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

2 本学には、前項のほか、副学長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

8 助教は、専門分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

9 助手は、その所属する組織における教育・研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

10 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。

(教授会)

第53条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授、准教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるとときは、その他の教職員を教授会の審議に参加させることができる。

- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

## 第11章 科目等履修生、研究生及び特別聴講生

### (科目等履修生)

第54条 特定の授業科目について科目等履修を願い出た者に対し、教育に支障がない範囲で、選考の上科目等履修生として受講を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第31条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規定は別に定める。

### (研究生)

第55条 特定の専門領域について研究するために研究生を願い出た者に対し、教育に支障がない範囲で、研究生として在籍することができる。

- 2 研究生に関する規定は別に定める。

### (特別聴講生)

第56条 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般的の授業に支障のない場合に限り選考の上、特別聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

## 第12章 賞罰

### (表彰)

第57条 学長は、学業成績が優秀な者または特別の善行があった者で、他の学生の模範となる者を表彰することができる。

### (懲戒)

第58条 学長は学業を怠り、または学生の本分に反する非行があった学生を、懲戒することがある。

- 2 懲戒は退学・停学及び戒告の方法によるものとする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対し行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 正当なる理由がなく、出席が常でない者。
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

## 第13章 その他

(健康診断)

第59条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(個人情報管理)

第60条 本学は、個人情報の保護に関する法律に基づき、学生及び教職員に関して保有する個人情報について適切な管理を行う。

## 第14章 雜則

(雑則)

第61条 この学則の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

### 附 則

本学則は、平成20年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成21年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成22年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成24年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成25年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成26年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成27年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成28年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成29年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、平成30年4月1日から実施する。

### 附 則

本学則は、令和2年4月1日から実施する。





別表2

## 【専攻科リハビリテーション科学専攻】

授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			時間		備考
		必修	選択	自由	講義	演習	実験実習	単位時間	総時間	
教養科目系	文学	1		1	○			15	15	
	日本文化学	1		1		○		15	15	
	経営学	1		1	○			15	15	
	教育学概論	1		2	○			15	30	
	生涯学習概論	1		2	○			15	30	
	法学入門	1		2	○			15	30	
	文章力を磨く	1		2	○			15	30	
	植物学概論	1		2	○			15	30	
	哺乳類の進化概論	1		2	○			15	30	
基礎科目系	臨床体表解剖学	1	1		○			15	15	
	病態運動・生理学	1	1		○			15	15	
	臨床発達障害学	1	1		○			15	15	
運動機能障害系	運動器系障害 リハビリテーション論	1		1	○			15	15	
	内部疾患系障害 リハビリテーション論	1		1	○			15	15	
	スポーツ障害 リハビリテーション論	1		1	○			15	15	
生活機能障害系	中枢神経系障害 リハビリテーション論	1		1	○			15	15	
	地域・老年期 リハビリテーション論	1		1	○			15	15	
	精神機能系障害 リハビリテーション論	1		1	○			15	15	
	生活環境 リハビリテーション論	1		1	○			15	15	
リハビリテーション管理	応用臨床心理学	1	1		○			15	15	
	医療福祉行政学	1	1		○			15	15	
	医療情報学	1	1		○			15	15	
リハビリテーション科学研究	研究法演習	1	1			○		15	15	
	リハビリテーション科学 研究Ⅰ	1	5		○			15	75	
	リハビリテーション科学 研究Ⅱ	1	5		○			15	75	